

企業主導型保育事業における「従業員枠・地域枠」に関する確認事項（令和3年度版）

はじめに

利用定員については、「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」において、

- ①事業実施者は、次の区分ごとに応じて、施設の利用定員を定めるものとする。
なお、事業実施者は、利用定員を超えて保育の提供を行ってはならない。

ア 従業員枠

 - a 自社従業員枠事業実施者に雇用されている者の監護する児童
 - b 共同利用枠事業実施者と連携した企業（4.（2）により、施設の定員の全部又は一部を利用する契約を締結した企業をいう。）に雇用されている者の監護する児童

イ 地域枠

ア以外の児童（施設の利用定員の50%以内。）

②事業実施者（保育事業者型事業の事業実施者を除く。）は、施設の利用定員の1割（小数点以下切り上げ。以下同じ。）以上を自社従業員枠の定員として設けなければならない。

と規定しています。

企業主導型保育事業において、助成対象となる保育施設（企業主導型保育施設）は、主に設置者である法人の従業員が利用することを前提としていますが、設置者と「共同利用契約」を締結することで、同様に「従業員枠」とすることが可能です。

また、定員の50%以内であれば「地域枠」の利用が可能になります。さらに、一定の条件のもと、「地域枠の50%の上限を超えた受入れ（弾力措置）」が可能です。

この「お知らせ」では、「従業員枠と地域枠の考え方」「自社従業員の定員設定」「地域枠の弾力措置」についてまとめて説明をいたします。

内容をご確認の上、実施要綱等に沿った適切な保育運営をお願いします。

用語の整理

【従業員枠】

以下のいずれかの児童を預かる場合、その児童は「従業員枠の預かり児童」となります。

- ・ 自社従業員枠 企業主導型保育施設の設置者の従業員の児童
または、設置者と「共同設置」を行った企業の従業員の児童

※「設置者・共同設置者」以外は（グループ会社であっても）対象外です。
※上記企業に派遣されている職員や業務委託先の職員は対象外です。

- ・ 共同利用枠 企業主導型保育施設の設置者と共同利用契約を締結した企業の従業員の児童

※共同利用契約を締結できる企業数に上限はありませんが、既に契約を締結している他の企業の利用が阻害されることの無いようご注意ください。

【地域枠】

上記「従業員枠」に該当しない児童は「地域枠の預かり児童」として受け入れます。地域枠の受入れを行うか否かは、施設ごとに定めることが可能です。また、地域枠の定員も施設定員の50%の範囲内で施設ごとに設定可能です。

なお、「地域枠」という名称は、一定の土地の範囲を意味するものではなく、「地域住民の児童の預かりも可能である」というメリットを意味する名称であり、特定の地域に居住する児童しか使用できない、という居住範囲の制限はありません。

- ・ 一般事業主 「子ども・子育て拠出金」の納付を行うべき事業者を指します。例えば、「厚生年金」の適用事業所や「私学共済」納付事業者等であって、国及び地方公共団体を除きます。
- ・ 保育事業者 「保育を実施する者」としており、上記「一般事業者」と異なり、個人事業主を含みます。また仮に上記「一般事業主」に該当している場合であっても、主に他社従業員の児童の預かりのために施設運営を行い（共同利用契約が必要）、かつ、施設運営実績が5年以上の場合は、「保育事業者」として申請可能です。

利用定員について

従業員枠と地域枠

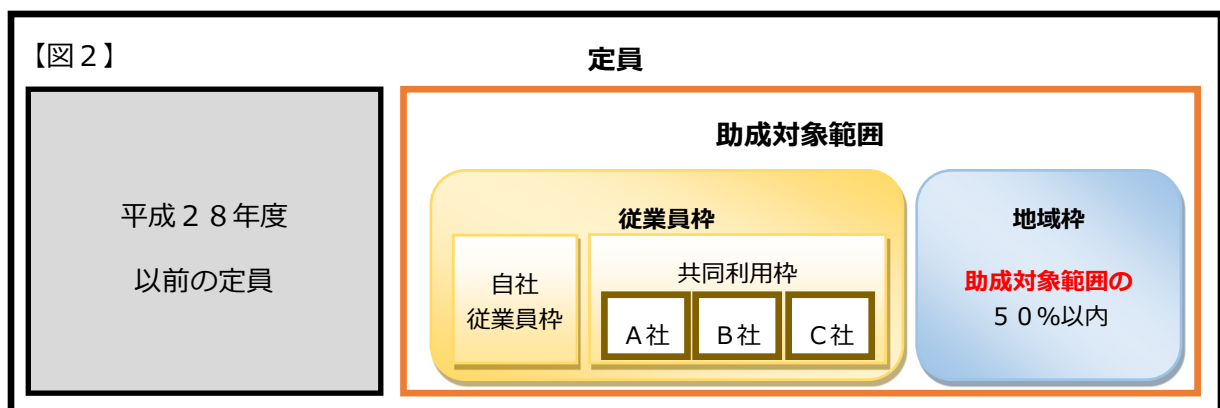
「従業員枠」と「地域枠」の考え方は、「企業主導型保育事業助成要領」第1の1の（１）（２）（３）のいずれに該当するかによって異なります。

◆ 「（１）平成28年4月1日以降において新たに開始されるもの」の場合



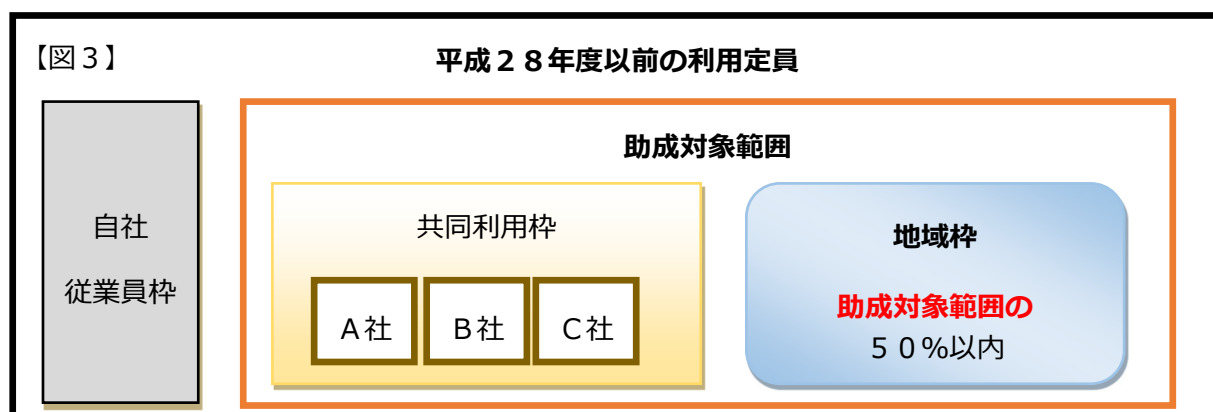
【図1】の場合、定員のすべてが助成対象となるので、上図のような整理となります。また、（２）（３）については、以下のような整理となります。

◆ 「（２）平成28年3月31日以前から事業所内保育施設を実施している者が、平成28年4月1日以降に定員を増やして行う」場合



「平成28年4月1日以降に増加した定員部分に限る。」の記載がありますので、平成28年度以前の定員部分は助成対象外です。助成対象部分は【図2】オレンジ枠内のみとなります。助成対象範囲内において、実施要綱に従い、「従業員枠」「地域枠」を設ける必要があります。

- ◆「（３）事業所内保育施設の定員に余裕がある場合に、当該余裕部分を活用し、児童の受入れを行う」場合



「事業所内保育施設の設置事業主が雇用する労働者の監護する児童を除く。」の記載がありますので、自社従業員は助成の対象外です。助成対象部分は【図3】オレンジ枠内のみとなります。助成対象範囲内において、実施要綱に従い、「従業員枠」「地域枠」を設ける必要があります。

また、「平成28年3月31日以前に設置事業主が雇用する労働者の監護する児童以外の児童の受け入れを行っていない施設に限る。」の記載がありますので、平成28年度以前に当該施設において自社従業員以外（グループ会社等を含む）の預かりを行っていた場合は、実施要綱に適合しないため、「企業主導型保育事業助成要領」第1の1の（3）としての助成は行えません。



利用定員について

自社従業員の定員設定

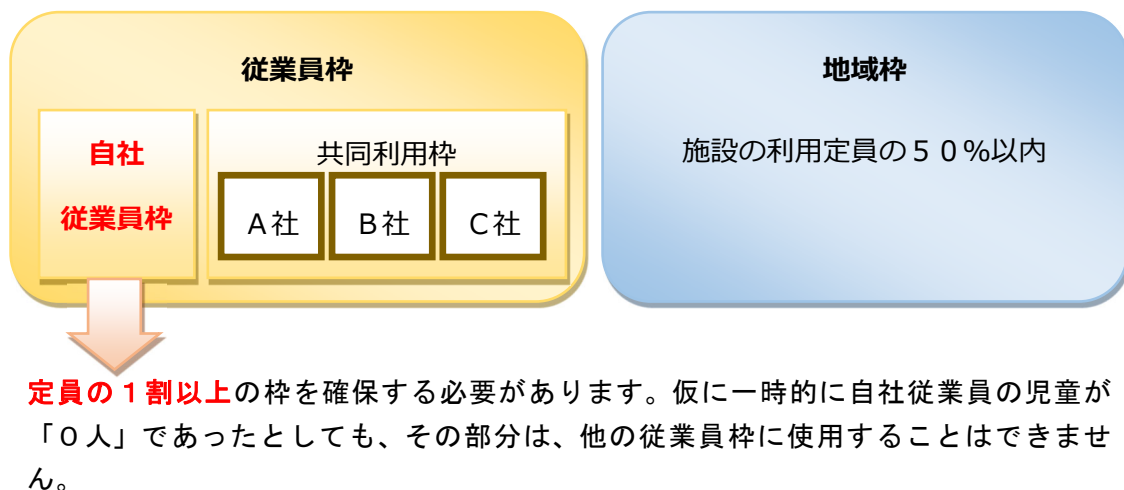
「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」において、

事業実施者（保育事業者型事業の事業実施者を除く。）は、施設の利用定員の1割（小数点以下切り上げ。以下同じ。）以上を自社従業員枠の定員として設けなければならない。

と規定しています。

「一般事業主が、その雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する事業所内保育施設において、当該乳児又は幼児に対し、保育を行う事業」の場合、定員の1割を「自社従業員」のための枠とする必要があります。例えば、3ページの【図1】の場合、以下の部分が「1割以上の自社従業員枠」とする必要があります。

【図1-2】



「施設の利用定員」とは「自治体及び協会に届け出している定員」を指します。「企業主導型保育事業助成要領」第1の1の（2）および（3）についても、上記の例と同様、自社従業員枠は「（助成範囲外を含めた）定員」の「1割以上」を確保する必要があります。施設の利用定員のすべてを自社従業員の枠とすることも可能です。

なお、保育事業者型事業の事業実施者の場合は、元々「自社従業員」の利用を想定しておりませんので、「自社従業員の定員」の設定は不要です。

利用定員について

弾力措置の考え方

「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」において、施設の利用定員のうち、「地域枠」の児童は「施設の利用定員の50%以内」とされておりますが、以下のように一部例外があります。

従業員枠に空き定員がある場合は、以下のアからウまでの全ての要件を満たす場合に限り、施設の利用定員の50%を超過して①ア（※従業員枠）以外の児童を受け入れることができるものとする。

- ア 児童福祉法第24条第3項に基づく市区町村の利用調整の結果、入所保留の通知を受けた児童の受入れであること
- イ 原則として、従業員枠の当該年度中における空き定員を活用した一時的なものであること
- ウ 施設の利用定員の全てを地域枠対象者とししないこと

この「地域枠の50%の上限を超えた受入れ」のことを「弾力措置」と呼んでいます。

弾力措置を行う際の要件

地域枠の児童が、定員枠の50%を超えている場合に…

- ① 弾力措置として預かる児童に対して「入所保留通知」が発行されていること
- ② 定員のすべてを「地域枠（弾力措置含む）」としていないこと
- ③ 預かりの要件として、翌3月末(年度末)までの一時的なものとしていること

弾力措置の考え方

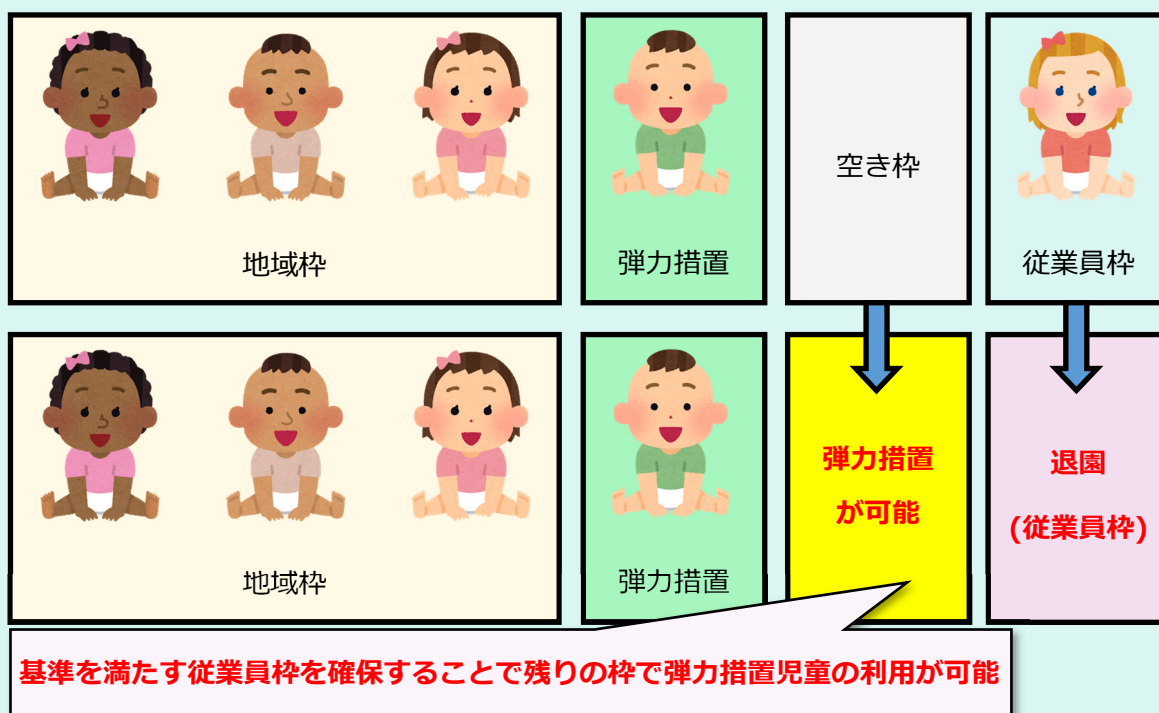
※通知「地域枠・従業員枠の弾力措置について」もご参照ください。

1. 「入所保留通知書」は、有効期限があります。「弾力措置児童」となるためには、有効期限内の「入所保留通知」が必要です。
2. 「弾力措置児童」がその後、認可保育所の入所決定を受けた後であっても、当該年度内は「弾力措置児童」としての受入れが可能です。
3. 新年度（4月）においては、他の児童の退園に伴い、「弾力措置児童」を含めて地域枠児童が50%以内に収まった場合は、当該児童は「地域枠」での利用となりますが、引き続き上記要件に合致する場合「弾力措置児童」としての受入れが可能です。

4. 「弾力措置」の実施は、従業員枠の利用がある施設に限り実施することが可能ですが、結果的に「地域枠児童（弾力措置児童を含む）」となる場合があります。

【例：一般事業主型・定員6人の施設のケース】

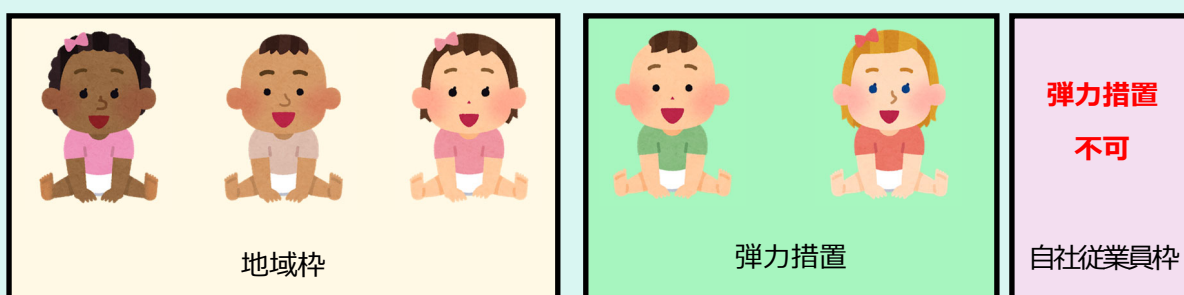
下図のように、定員の50%である「3人」まで地域枠を設定している施設において「弾力措置」として1名の地域枠児童を預かりました。1名の従業員枠児童が退園をしました。以前は従業員枠児童の利用があるまでの間は、新規の弾力措置は行えませんでした。令和3年度より、基準を満たす従業員枠を確保することを条件に、その他の空き枠で弾力措置を行うことが可能になりました。



【例：一般事業主型・定員6人の施設のケース】

例) 一般事業主型…自社従業員枠1割の設定（1名）が必要
在籍児童 6名（地域枠児童：3名、共同利用契約児童：2名）

この場合、「弾力措置を行う際の要件」である地域枠児童が定員の50%を超えています。自社従業員枠を定員の1割以上確保する条件がありますので、「自社従業員枠」の1名分を「弾力措置」として預かることはできません。



弾力措置児童と地域枠児童の入れ替え



以下のケースは認められません

4月に入園したA君は、入所保留通知を持っていましたが、地域枠に1枠空きがあったので、「地域枠」として入園しました。5月に入園したB君は、入所保留通知を持っていません。そこで、A君を弾力措置、B君を地域枠として預かることにしました。

通知「地域枠・従業員枠の弾力措置について」にありますとおり、**定員の50%の範囲内の「地域枠」として利用している児童を途中から「弾力措置」児童として預かることはできません**。一方、「弾力措置」児童を、その後に「地域枠」児童が退所したことにより、一旦、地域枠50%の範囲内に収まったとしても、当該年度末までは「弾力措置」児童として預かることは可能です。

地域枠の児童が定員の50%を超えない場合



以下のケースなどは認められません

例) 一般事業主型（自社従業員枠1割の設定が必要）

定員 20名

在籍児童 15名（共同利用契約児童のみ）

質問 空き部分の2名は「自社従業員枠」となりますが、「自社従業員枠」以外の空き部分3名分を「弾力措置」として、入所保留通知を持つ地域枠児童を受け入れることは可能ですか。

回答 **できません**。地域枠の児童が50%を超えていないので、弾力措置を行う際の要件を満たしていません。



「地域枠の50%」の考え方

「弾力措置を行う際の要件」には、「地域枠の児童が、定員枠の50%を超えていること」と記載されています。

「定員枠の50%」は以下のように考えてください。

例1) 定員 : 20名 (=地域枠の上限: 10名)
在籍児童 : 14名 (地域枠: 10名、弾力措置: 2名、従業員枠: 2名)

地域枠の上限は「定員枠の50%」の「10名」になります。この「10名」はA君・Bさんのような「人数」ではなく、「10名分の定員枠」として考えます。

例2) 定員 : 20名 (=地域枠の上限: 10名)
在籍児童 : 29名※ (地域枠: 20名、従業員枠: 9名)

このように、例外的に「定員」より「在籍児童」が多くなるケースがあります。例えば、A君は午前中、Bさんは午後、という利用の場合、1人分の定員枠を2人で使用している場合、または、例えばA君は月曜日・火曜日、Bさんは水曜日・木曜日、C君は金曜日・土曜日、のように「定型的な利用のない児童」が入れ替わり利用している場合がこれにあたります。

この施設では、10名分の「地域枠」を設定しており、その枠が埋まらないように「定型的な利用のない児童」等が入れ替わり利用している場合には、地域枠は「50%以内」である、となります。この場合、地域枠児童が一時的にでも（どの瞬間においても）「10名」を超えていなければ、「預かりの基準」としては問題ありません。



月途中の「従業員枠」「地域枠」の変更

例1) 月途中に保護者の勤める会社と保育施設が共同利用契約を締結した 地域枠→従業員枠

例2) 月途中に保護者が共同利用契約を行った会社を退職した 従業員枠→地域枠

例3) 月途中に保護者が自社に入社した 地域枠→従業員枠

月次報告の申請は「月単位」で行います。そのため、上記のような「月途中での区分変更」がなされた場合は、原則としては「より日数の長い区分」でご報告いただくこととなります（事業者にてご判断の上、ご申請ください）。

複数社に勤務する場合の「従業員枠」「地域枠」の考え方

「従業員枠」「地域枠」は、児童ごとに設定されるものです。そのため、1人の児童に対して「従業員枠」と「地域枠」共に設定することは出来ません。

そのため、以下のように複数社に勤務する場合は、勤務時間・勤務日数の多寡にかかわらず、「従業員枠」として預かることが可能です。なお、このようなケースの場合は、複数社の「就労証明書」が必要になります。

【例】

X社は企業主導型保育施設との共同利用契約を締結しています。一方、Y社は共同利用契約の締結を行っていません。

AさんとBさんは、X社とY社で、それぞれ以下のように働いています。



	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	日曜
Aさん	X社	Y社	Y社	Y社	Y社	—	—
Bさん	X社	X社	X社	Y社	Y社	Y社	—

この場合、**AさんもBさんも「従業員枠」**として預けることが可能です。

留意事項の改正について

令和３年度の変更点（予定）

令和３年度の「助成申請、運営にあたっての留意事項」は、このお知らせの内容に沿って、以下のように改正を行います。修正箇所を赤字で示しますので、令和３年度の運営時には、以下の内容に沿った運営をお願いします。

「令和３年度 助成申請、運営にあたっての留意事項」より

（２０２１年４月改正予定版）

〔11〕①平成２８年３月以前から事業を行っている**２０人定員**の既存施設が定員を５名増やして実施する場合、**月初日の在籍児童**が２２名だった時、 $22 - 20 = 2$ 名分のみが助成対象という事ですか。**それとも、平成２８年３月以前からの**保育利用者が１０名の状況で、２０名から５名定員を増員した場合、現在利用している１０名のうち、５名が助成対象ですか。

（回答）

２名分が対象となります。**施設の定員である**２０名を超えた範囲における利用児童が対象となります。ご指摘の事例では、２１名以上の利用があった月が対象となります。

※助成金算定の対象期間は**申請年度の**４月以降分となります。

〔12〕平成２８年３月以前から事業を行っている既存の事業所内保育施設が定員を１５名定員から１６名定員に増員する場合（１名増）でも可能でしょうか。その際は増やした部分のみが助成対象になりますか

（回答）

平成２８年４月以降に定員増を行った場合については、１名でも定員増として対象となります。なお、この場合、基本分単価の定員区分は“１３人～１９人”を適用し、**１６人目の預かりが発生した月においては**“１３人～１９人”の基本分単価を**基に**助成することになります。また、定員増の場合でも保育施設全体で企業主導型保育事業の職員配置や設備等の基準を満たすことが前提となります。

※助成金算定の対象期間は**申請年度の**４月以降分となります。

〔13〕事業所内保育施設の定員に余裕がある場合の空き定員の助成対象について教えてください。

（回答）

空き定員は、平成28年3月以前において自社の従業員の児童のみを対象に保育を行っていた事業所内保育施設が、平成28年4月以降に新たに他の一般事業主と契約を締結し、空き定員を活用できるようにした場合に助成対象としています。なお、空き定員であっても地域枠を設定することはできますが、地域枠の定員は空き定員の50%以内にする必要が**あるため、自社従業員の利用状況により基準を満たさなくなることがありますのでご注意ください**。また、空き定員の場合でも保育施設全体で企業主導型保育事業の職員配置や設備等の基準を満たす必要があります。

※助成金算定の対象期間は**申請年度の**4月以降分となります。

〔14〕既存の事業所内保育施設の「空き定員」分を活用して他の一般事業主従業員の子供や地域の子供を受け入れた場合で、例えば、定員14名で**自社**従業員の子供4名を預かっている場合、この10名分全てを地域の子供に解放する場合は、その部分だけ運営費の補助対象となるのでしょうか。また、**類型（2）の定員増**の場合の考え方はどうでしょうか。

（回答）

ご質問の事例の場合、地域枠の設定は10名のうち50%以内の5人が上限となります。**一方で、助成対象としては共同利用の従業員枠も対象です。なお、「企業主導型保育事業助成要領」第1の1の（2）の「定員増」を行った場合、地域枠の設定は、増加した定員部分の50%以内となります。**

〔68〕利用定員を超えて受け入れを行うことはできますか。

（回答）

利用定員を超えて受け入れを行うことはできません。保育需要の増加により受け入れの拡大を行う場合には**事前に**定員変更の申請手続きを行ってください。なお、**定型的な利用のない児童の利用により、在籍児童数**が定員を上回るとは考えられますが、その場合にも時間帯毎の利用児童が定員を上回ることを無いようにしてください。

〔72〕 従業員枠の設定の考え方について教えてください。

（回答・変更無し）

従業員枠は、「自社従業員」と「共同利用枠」に区分して定員数を設定いただくこととなります。なお、令和2年度より一般事業主が事業を実施する場合、定員の1割（小数点以下切り上げ）以上を「自社従業員枠」の定員として設ける必要があります。

〔73〕 従業員枠の利用児童の確認について教えてください。

（回答）

全ての保護者（**監護者**）について保育が必要であることを確認する必要があります。その場合、保護者のいずれか1人は事業実施者に雇用され、かつ、事業実施者に雇用されていない保護者については就労、妊娠中・出産後間もない等について事業実施者の確認又はその他の事由による市町村の保育認定が必要となります。事業実施者に雇用されていない保護者の保育認定については有効期限の確認を、就労証明については毎年4月に就労証明を取るなど定期的な就労の確認が必要です。

※監護者：当該児童に対し親権の一部である「監護権」を有する者。主に保護者が該当する。

〔74〕 従業員枠の設定の考え方について教えてください。

（回答）

従業員枠は、「自社従業員**枠**」と「共同利用枠」に区分して定員数を設定いただくこととなります。なお、令和2年度より一般事業主が事業を実施する場合、定員の1割（小数点以下切り上げ）以上を「自社従業員枠」の定員として設ける必要があります。

〔75〕 地域枠の児童は利用定員の50%以内ですが、従業員枠の利用児童が地域枠の利用児童に比べて少ない状態です。基準違反となりますか。

（回答）

基準違反とはなりませんが、企業主導型保育事業の趣旨に照らして望ましい状態とは言えません。自社の従業員の利用が少ない場合には、他の一般事業主と**共同**利用契約を結ぶなど従業員枠の有効活用について**ご検討の程**お願いいたします。

助成金を受給するにあたって

不正受給防止のための留意事項

◆提出書類について

企業主導型保育事業において、助成決定を行うために協会は「審査」「監査（立入調査・特別立入調査等）」を実施することで運営状況の確認を行っています。助成の申し込み手続きについては、「企業主導型保育事業助成要領」において、

協会は、「３．」の申込書類を受理したときは、その内容を審査の上、必要に応じて調査（実地調査を含む。以下同じ。）を行い、助成の可否を決定するものとする。また、継続して企業主導型保育事業が実施される場合には、定期的かつ計画的に調査等を行うことにより、施設の適正な運営等を確認することとする。

と規定しています。

提出された書類により審査を行います。原則として、一度提出された書類について、申請者の都合などによる差し替えや訂正を行うことはできませんので、慎重に確認した上でご提出ください。申請の内容によっては、審査に時間がかかることがあります。あらかじめご了承ください。

申請書や添付書類の内容に疑義がある場合や、審査にご協力いただけない場合は、助成が行えません。また、必要に応じ、追加的に書類を求めることや、書類の修正を求めることがあります。

なお、各種書類は、「原本又は原本を複写機等の機材を用いて複写したもの（原本等）」である必要がありますが、審査・監査等の結果、原本等ではない書類が提出されていることが明らかとなった場合、助成金の返還や助成決定取消処分となる場合がありますので、十分にご注意ください。

◆書類の保管について

「企業主導型保育事業助成要領」において、

助成決定事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。また、処分制限期間を経過するまでは、次に掲げる書類を保管しておかなければならないものとする。

- ①事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及びその証拠書類
- ②助成決定通知書
- ③助成額確定通知書
- ④事業完了報告書類一式（控え）

と規定しています。

協会及び自治体に提出した助成申請書、添付書類の写しなどは、事業完了（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておく必要があります。書類の保管が無いことにより助成実績の確認が取れない場合は、助成金の返還となる可能性があります（助成金が受給された後であっても、会計検査院の検査等の対象になり、書類の確認が必要になる場合があります）。

◆調査の実施について

「企業主導型保育事業助成要領」において、

協会又は協会の委託を受けた代理者は、必要と認めるときは、助成決定事業者の施設の設備又は運営について調査ができるとともに、調査の結果、必要があると認められる場合には、助成決定事業者に対し、助言及び指導を行うことができる。

協会は、この助成事業に関し必要があると認めるときは、助成決定事業者に対し報告を求め、又は調査することができるものとする。

協会は、助成の申込及び助成決定の状況等について、適宜、地方自治体に情報提供を行うものとする。

と規定しています。

助成金の支給にあたり、保育施設及び法人への立入調査等にご協力いただく場合があります。また、立入調査等において、各種書類の確認等を求める場合があります。なお、立入調査等につきましては、予告なく実施する場合がありますが、調査にご協力いただけない場合、助成決定取消処分となる場合がありますのでご注意ください。

◆助成決定の取消しについて

「企業主導型保育事業助成要領」において、

協会は、助成決定事業者が助成申込等において不正の事実が判明した場合、実施要綱及び助成要領等の定めに違反し、指導・勧告を受けても改善がみられない場合、7に定める報告書類を提出しない場合等であって必要があると認めるときは、助成決定の取消しを行うものとする。その場合には、既に支給した助成金（整備費を含む。）の全部又は一部の返還を求めるものとする。

と規定しています。

助成決定後に不正受給が発覚した場合、助成金を返還していただきます。また、

助成決定の取消しを行った場合には、取消年月日、設置場所、保育施設名、設置者、運営開始年月、取消対象及び取消事由を公表するものとする。

の記載もごさいます。不正受給を理由に助成決定を取り消された場合、事業主名等を公表することについて同意していない場合、助成金を支給できません。

「企業主導型保育事業」の助成金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第4項に定める「間接補助金等」に該当します。同法29条には「偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」の記載がある通り、助成金の不正受給は処罰の対象となっています。